

「伏見稲荷周辺の文化・歴史の魅力発信事業」の受託候補者選定に係る質問への回答について

Q 1 制作（成果）物の使用期限はありますか？

A 1 現在のところ、制作物についての使用期限は設けておりません。

Q 2 制作（成果）物を京都市の広報媒体やその他媒体等で使用，掲載される予定はありますか？

A 2 京都市や，今年度中に設立が予定されている「伏見稲荷周辺の住みよいまちづくり推進協議会（仮称）」，その他関係機関の広報媒体で幅広く掲載することを予定しておりますが，効果的な広報については，受託者からの提案によります。（仕様書 4（3）参照）

Q 3 仕様書 8（4）成果物に係る一切の著作権は委託者に帰属することとし，受託者はこれを公開してはならない。ただし，事前に委託者の書面による同意を得た場合は，この限りでない。
の，「これを」は何を指していますでしょうか？成果物でしょうか。成果物の著作権でしょうか。

A 3 「これ」は成果物を指します。